

平成 26 年 9 月 1 日

第 7 回倉吉市議会定例会議案提案理由説明

倉吉市長

それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今議会に上程されました議案は、

報告案件	5 件	
決算案件	1 8 件	
予算案件	3 件	
条例案件	4 件	
一般案件	1 件	の合計 31 件であります。

まず、報告第 5 号 平成 25 年度倉吉市健全化判断比率及び平成 25 年度倉吉市資金不足比率についてであります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく『健全化判断比率』である「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の 4 指標と、公営企業ごとの「資金不足比率」についてご報告いたします。

本市の平成 25 年度決算における「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、ともに黒字であるため、値なしとなっております。

「実質公債費比率」についてですが、これは、標準財政規模に占める公債費等の割合を直近の 3 カ年の平均値により示すものであり、平成 25 年度決算における本市の実質公債費比率は 14.7%でした。平成 24 年度決算における値は 16.0%でありましたので、1.3 ポイント改善しております。これは一般会計等における公債費の元利償還金の減少、及び鳥取中部ふるさと広域連合における公債費の元利償還金が減少したことに伴い同広域連合負担金が減少したためです。

次に「将来負担比率」についてですが、これは、地方債残高や債務負担行為残高など、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、平成 25 年度決算における本市の将来負担比率は 119.4%でした。平成 24 年度決算における値は 130.5%であり、11.1 ポイント改善しております。これは公営

企業債等繰入見込額の減少及び公債費等への充当財源である基金残高が増加したためです。

次に「資金不足比率」ですが、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、集落排水事業、温泉配湯事業、国民宿舎事業のいずれの会計も資金不足が生じていないため、値なしとなります。

以上述べましたとおり、平成 25 年度決算におけるすべての健全化判断比率及び資金不足比率は基準未満となっているところでございます。

なお、実質公債費比率につきましては、18%を下回っておりますので、地方債の発行について、平成 25 年度と同様に協議団体となっております。

#### 次に、報告第 6 号 議会の委任による専決処分についてであります。

平成26年 5 月12日、市職員運転の公用車が市道上井海田東町線を西方へ走行中、上井踏切側から相手側車両が一時停止規制を無視し、交差点に進入したため、双方の車輛が衝突し、相手方の車両に損害を与えたことによる損害賠償の額の決定について、8月18日に専決処分を行ったものです。

次に、報告第 7 号から報告第 9 号の議会の委任による専決処分につきましては、

「母子及び寡婦福祉法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が、平成26年10月 1 日に改正されることに伴い、これらの法律を引用している条例に所要の改正を行ったもので、8月20日に専決処分を行ったものです。

次に、認定第 1 号から認定第 17 号までの 平成 25 年度一般会計 及び 16 の特別会計の歳入歳出決算 並びに 議案第 57 号 平成 25 年度水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。本決算は、地方自治法第 233 条第 2 項の規定及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、それぞれ監査委員

の審査を受けましたので、その意見書を添えて本市議会の認定に付するものがあります。

初めに、認定第1号 平成25年度倉吉市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります、

歳入決算額 269 億 4,161 万 6 千円、歳出決算額 261 億 8,623 万 2 千円、歳入歳出差引 7 億 5,538 万 4 千円であり、翌年度へ繰越すべき財源、6,630 万 1 千円を差し引いた実質収支は、6 億 8,908 万 3 千円となっております。

歳入の主なものといたしましては、市税が 56 億 8,451 万 5 千円、地方交付税が 78 億 7,768 万円、国庫支出金が 40 億 9,588 万 1 千円、県支出金が 18 億 6,669 万 1 千円、諸収入が 22 億 4,370 万 6 千円、市債が 25 億 1,602 万 6 千円となっております。

また、歳出の主なものといたしましては、総務費が 32 億 8,206 万 9 千円、民生費が 85 億 6,685 万 1 千円、商工費が 23 億 4,336 万 2 千円、土木費が 27 億 2 万 1 千円、教育費が 24 億 3,391 万 6 千円、公債費が 28 億 3,201 万 2 千円となっております。

平成25年度の経常収支比率は 90.8%となり、前年度の 92.4%から 1.6 ポイント改善しております。これは公債費が減少したためです。

平成25年度末における財政調整基金残高は前年度末残高から 242 万 1 千円増加し、18 億 5,905 万 9 千円、減債基金残高は前年度末から 2 億 6,287 万 1 千円増加し、6 億 1,742 万 5 千円となりました。

次に、認定第2号から認定第17号までの平成25年度倉吉市各特別会計の歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

特別会計全体の合計額で申し上げますと、歳入決算額 151 億 2,156 万 5 千円、歳出決算額 148 億 4,975 万円、歳入歳出差引 2 億 7,181 万 5 千円、翌年度へ繰越すべき財源 634 万 9 千円を差し引いた実質収支は、2 億 6,546 万 6 千円とな

っております。

次に、議案第57号 平成25年度倉吉市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

まず利益の処分については、平成25年度倉吉市水道事業剰余金処分計算書(案)のとおり未処分利益剰余金3億3,352万円のうち減債積立金へ400万円、建設改良積立金へ5,000万円を積み立てるものであります。

次に決算については、損益勘定で収益的収入決算額8億5,027万8千円、収益的支出決算額7億6,098万1千円、収入支出差引8,929万7千円で、純利益は税抜きで7,735万6千円となっております。

また、資本勘定で資本的収入決算額1億3,969万6千円、資本的支出決算額4億7,855万4千円、収入支出差引で3億3,885万8千円の不足を生じることとなりましたので、その措置として、当年度分損益勘定留保資金等、所定の財源をもってこれを補てんするものであります。

次に、議案第58号 平成26年度倉吉市一般会計補正予算(第4号)についてであります。

本予算は、普通交付税及び前年度繰越金が明確となり、また、当初予算編成時から半年を経過し、その間の情勢の変化などに対応するため必要な経費について補正を行うものです。

初めに、人件費についてであります。

早期退職、産前産後休業、育児休業者の増加などにより、2,300万円余を減額しております。

次に、減債基金積立金についてであります。

地方財政法第7条第1項の規定に基づいて平成25年度一般会計実質収支の2

分の1を下らない金額を積み立てるため、減債基金に2億7,500万円を追加するもので、今年度末の基金残高は約9億4,100万円になる見込みであります。

次に、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税に対する申込件数の大幅な増加に伴い歳入予算として総務管理費寄附金1億4,510万円を増額し、歳出予算として、緑を守り育てる基金などへの基金積立6,030万円、寄附者に対する贈呈品などの費用として6,979万円を計上しております。

次に、個別予防接種についてであります。

幼児の水痘及び高齢者の肺炎球菌による疾病の発生と蔓延を防ぐため、予防接種法の一部改正により新たに定期予防接種の対象となる水痘ワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施するもので、委託料等約1,600万円を計上しております。

次に、小中学校施設の耐震化、改築事業についてであります。

児童の安全・安心な教育環境の確保及び災害時の地域住民の避難場所としての機能を確保するため、小中学校施設の耐震化、老朽化改修を行うものであります。

まず、成徳小学校耐震補強事業については、教室棟の耐震化を図るため、改築に係る実施設計を行うもので、委託料3,120万円余を計上しております。

次に、明倫小学校耐震補強事業については、普通・特別教室棟及び管理教室棟の耐震化、学習教育環境の改善を図るため、耐震改修実施設計業務を行うもので、委託料1,400万円余を計上しております。

次に、上小鴨小学校広瀬分校、中学校3校の柔剣道場及び鴨川中学校寄宿舎の耐震補強事業については、耐震補強の必要性の有無を確認するため、耐震診断業務を実施するもので、委託料1,000万円余を計上しております。

以上補正の総額は5億5,227万円の増額で、補正後の予算総額は、294億5,339万9千円となります。

次に、議案第59号から議案第60号までの平成26年度特別会計補正予算についてご説明いたします。

国民健康保険事業特別会計では、前年度交付を受けた国庫支出金などを精算するため、償還金6,200万円余を増額し、下水道事業特別会計では、人事異動に伴う人件費270万円余を減額するものです。

次に、議案第61号 倉吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定

議案第62号 倉吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

議案第63号 倉吉市保育の必要性の認定に関する条例の制定

議案第64号 倉吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります、

いずれも平成27年4月1日から開始される予定の「子ども・子育て支援新制度」に関するもので、法令の規定に基づき、各種子育て支援の施設、事業の設備及び運営に関する基準並びに保育の必要性を認定するための基準を定めるため、これらの条例を制定するものであります。

次に、議案第65号 功労表彰についてであります。

今年度の被表彰者は、市議会議員として20年以上在職し、地方自治の振興発展

に貢献された方、農業委員として地域農業の振興に貢献された方、保護司として社会福祉の増進に貢献された方、あわせて3名及び市の公益、市民福祉の増進等のため、多額の金銭をご寄附いただいた1名の方であり、倉吉市表彰条例の規定に基づき功労表彰を行うため、本市議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案しました諸議案につきまして、その概要をご説明いたしました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。